

平成21年9月9日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成21年8月27日付で大阪地方裁判所において、訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社の運営する堂島ホテルにおいて、賃料が期日までに支払われなかったとして、その支払いおよび当該物件の明け渡しを求める訴訟が提起されたものであります。

当社といたしましては、未払い賃料に関し、平成21年10月末日までに解消をし、正常化する旨の意思表示をしており、現状、その提示条件を履行しております。また、当社からの契約解除を撤回いただく旨の依頼に対し、同社より「検討する」旨の回答をいただいております。

しかしながら、その検討後の回答通知のなきまま、当該訴訟の提起がなされたものであります。

2. 当該訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 訴訟の提起があった裁判所 : 大阪地方裁判所
- (2) 訴訟の提起日 : 平成21年8月27日

3. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 : 株式会社りそな銀行
- (2) 所在地 : 大阪市中央区備後町二丁目2番1号
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 岩田 直樹

4. 訴訟の内容および請求金額

株式会社りそな銀行は、当社に対し、当社の運営する堂島ホテルの明け渡し並びに未払い賃料1億0831万5103円および平成21年8月1日から支払い済みまで年14%の割合による遅延損害金、平成21年8月1日から当該物件の明け渡し済みまで1ヶ月8190万円の割合による金員の支払いを求める。

5. 今後の見通し

当社は、当該の未払い賃料について、当初の意思表示のとおり支払いをするのは勿論のこと、法廷の場において適切に対応して参る所存であります。

なお、本件訴訟による業績に与える影響につきましては、現時点では不明であります。今後、公表すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上